平成　　年　　月　　日

当現場へ入場される皆様へ

株式会社　安谷組

現場代理人　　○○

**一人親方、又は中小事業主の労災保険特別加入制度に未加入者の就労禁止について**

日頃は、（株）安谷組の労働安全衛生活動につきまして、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在、安谷組作業所においては、入場する際に、一人親方及び中小事業主の方は、労災保険の適用外であることから、労災保険「**特別加入制度**」への加入を義務とさせていただいています。

工事参入時に、作業所へ提出いただく「安全衛生誓約書」にも、一人親方や中小事業主等労災保険の適用を受けない方については、労災保険法による特別加入制度を利用した労災保険に加入していただく旨が明記されております。

誓約書にご誓約いただいているにもかかわらず、未だに未加入者が入場してしまうことが散見されています。万一そのような方が被災された場合、何の補償も受けられないということになります。

つきましては、一人親方及び中小事業主の方が安谷組作業所に入場いただく際には、事業主・一人親方等就労届（労災保険特別加入制度に加入済みであることを証明する写しを添付）の提出を厳守いただくよう、繰り返し、お願いいたします。なお、労災保険特別加入制度に未加入のため、入場届が提出できない方については、安谷組作業所での就労を例外なく禁止といたしますので、ご承知ください。

会員各社におかれては、関係協力会社への周知徹底、並びに該当者が労災保険「特別加入制度」に未加入の場合には、当社作業所にて就労いただく前に、必ず加入していただくよう、指導の徹底をお願いします。